



福岡医発第1891号(地)
平成25年 11月 2日

各医師会長殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会及び福岡県保健医療介護部を通じて、別添のとおり通知がありました。

インフォームド・コンセントについては、その理念に基づく医療を推進するため、各医療機関において則るべきものとして、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知)(以下「指針」という)を定めたところですが、本件は、美容医療サービス等の自由診療において、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項を下記のとおり定めたことを通知するものであります。

すなわち、

- ①診療情報の提供にあたっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること、
- ②実施しようとする施術に要する費用等(当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む)や当該施術にかかる解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと、
- ③施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと、
- ④即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならない

こと、

⑤ ①から④までに掲げる取扱いのほか、指針に則らなければならないこと、等の点につき、改めて周知を図るものであります。

さらに、当然のことながら美容医療サービス等の自由診療においても、医師又は歯科医師の資格を持たない者が病状等の診断、治療方法の決定等の医行為を行うことはできない旨の確認も併せてなされています。

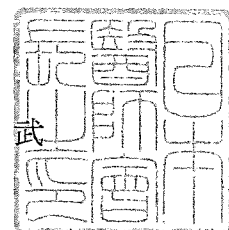
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

平成25年10月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 横倉 義武



美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に、標記の通知がなされるとともに、本職に対してもその周知方依頼がありました。

インフォームド・コンセントについては、その理念に基づく医療を推進するため、各医療機関において則るべきものとして、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知）（以下「指針」という）を定めたところですが、本件は、美容医療サービス等の自由診療において、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項を下記のとおり定めたとして、通知するものであります。

すなわち、

- ① 診療情報の提供にあたっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること、
- ② 実施しようとする施術に要する費用等（当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む）や当該施術にかかる解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと、
- ③ 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと、
- ④ 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を

受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと、

⑤ ①から④までに掲げる取扱いのほか、指針に則らなければならないこと、等の点につき、改めて周知を図るものであります。

さらに、当然のことながら美容医療サービス等の自由診療においても、医師又は歯科医師の資格を持たない者が病状等の診断、治療方法の決定等の医行為を行うことはできない旨の確認も併せてなされております。

貴職におかれましても御了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員各位への周知の徹底及び遵守の要請につき御高配賜りますようお願い申し上げます。



医政発0927第2号

平成25年9月27日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について

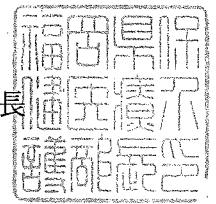
標記につきまして、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知しましたので送付させていただきます。その趣旨を御了知いただき、傘下会員に対する周知、協力方よろしくお願い申し上げます。

25医指第2637号
平成25年10月2日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセント
の取扱い等について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお
知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

各医師会通知





医政発0927第1号
平成25年9月27日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について

平素より、医療行政の推進に格別の御高配いただき、厚く御礼申し上げます。

インフォームド・コンセントについては、その理念に基づく医療を推進するため、各医療機関において則るべきものとして「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知）（以下「指針」という。）を定めたところです。

今般、美容医療サービス等の自由診療では、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項として、下記のとおり定めましたので、通知します。

貴職におかれましては、これらの内容について十分に御了知の上、貴管内の関係団体等に周知していただくとともに、貴管内の医療従事者等に対して周知の徹底及び遵守の要請をお願いします。

また、当然のことながら、美容医療サービス等の自由診療においても、医師又は歯科医師の資格を持たない者が病状等の診断、治療方法の決定等の医行為を行うことはできませんので、その点、あらためて貴管内の医療機関等に周知をお願いします。

記

1. 診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は

虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること。

2. 実施しようとする施術に要する費用等（当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む。）や当該施術に係る解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと。
3. 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと。
4. 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと。
5. 1 から 4 までに掲げる取扱いのほか、指針に則らなければならないこと。